

小型充電式電池の処理・処分の仕方



小型充電式電池・小型充電式電池使用家電を捨てる場合

本町では、小型充電式電池を回収できるようリサイクルBOXを設置していますので、ご利用ください。

不要になった小型家電を排出する際は、取り外し可能な充電式電池は出す前に必ず取り外し、リサイクルBOXに入れてください。

◆リサイクルBOX設置場所

- ・役場入口
- ・廃棄物処理場



回収対象の小型充電式電池と注意事項

◆小型充電式電池をリサイクルBOXに入れるときは、リサイクルマークの有無または電池名で回収対象であることを確認してください。

◆小型充電式電池は、ショート防止のため、露出している端子部分や金属部分を備え付けのテープで覆ってからリサイクルBOXに入れてください。

◆加熱式タバコ（電子タバコ）及び回収対象外の小型充電式電池については、露出している端子部分や金属部分を備え付けのテープで覆ってから、リサイクルBOXに入れず、同じ場所にある専用の缶に入れてください。

◆テープはBOX設置場所に常備しています。

※事業所から排出された小型充電式電池は回収できません。

■お問い合わせ
税務住民課 住民生活係
☎4-2511内線118 ☆4-251103

こちらのリサイクルマークが目印です！



皆様のご協力をお願いいたします。

ごみ分別の際は再度ご確認を!!

○スプレー缶類・カセットボンベ・ライター・小型充電式電池(リチウムイオン電池)等の処分方法

他市町村の廃棄物処理施設等でスプレー缶、小型充電式電池の混入が原因とみられる火災が発生しています。町内でも埋立ごみに、まだ中身があるライターや小型充電式電池を使用したものも紛れ込んでいますので、正しく処理をして、安全に捨てられるようお願いいたします。



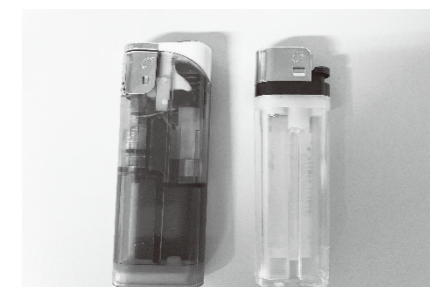
スプレー缶・カセットボンベ・ライターの処理・処分の仕方

中身やガスを出し切る

◆スプレー缶の中身やカセットボンベのガスを出し切る際は、必ず火気のない風通しの良い屋外で行ってください。

◆スプレー缶、カセットボンベ等は、説明書の手順に従い中身を完全に出し切ってください。

◆使い捨てライターは、操作レバーを押し下げ、(着火した場合はすぐに吹き消します)そのまま輪ゴムや粘着テープなどで固定します。風通しが良く火の気のない屋外に半日～1日程度おいた後、着火操作で火が着かなければ完了です。



スプレー缶類を捨てる際の注意点

○埋立ごみの日に無料で収集します。

◆穴を開けないこと。

◆スプレー缶類として分けてください。

◆キャップは外して「その他プラ」として分けてください。

◆(半)透明の袋で排出してください。

◆使い切っていないものと使い切っているものを分け、使用済みでないものには使用済みでないことが分かるように袋に記入して排出してください。

◆使い切っていないスプレー缶類を直接廃棄物処理場に持っていく場合は、受付に使い切っていないことを伝えてください。

○カセットボンベやスプレー缶類を通常の埋立ごみの袋に入れてしまうと収集されません。



穴は空けないで下さい。